

## 令和2年度地方税及び地方譲与税収入見込額

### 1 地方税 (1) 総括表

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度							(G) / (A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額		改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)			計 (D)+(E) (F)		
1. 道府県税	179,772	7,210	186,982	55	△ 1	54	187,036	7,264	104.0	45.6
2. 市町村税	222,606	452	223,058	29	△ 1	28	223,086	480	100.2	54.4
3. 計	402,378	7,662	410,040	84	△ 2	82	410,122	7,744	101.9	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度							(G) / (A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額		改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)			計 (D)+(E) (F)		
1. 道府県税	151,799	△ 55	151,744	47	△ 1	46	151,790	△ 9	100.0	37.0
2. 市町村税	250,579	7,717	258,296	37	△ 1	36	258,332	7,753	103.1	63.0
3. 計	402,378	7,662	410,040	84	△ 2	82	410,122	7,744	101.9	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度						令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) / (A) × 100 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△) 収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	55,447	△ 2,313	53,134				53,134	△ 2,313	95.8
個人均等割	952	11	963				963	11	101.2
所得割	43,759	736	44,495				44,495	736	101.7
法人均等割	1,417	29	1,446				1,446	29	102.0
法人税割	5,283	△ 2,018	3,265				3,265	△ 2,018	61.8
利子割	558	△ 142	416				416	△ 142	74.6
配当割	1,815	△ 179	1,636				1,636	△ 179	90.1
株式等譲渡所得割	1,663	△ 750	913				913	△ 750	54.9
2. 事業税	43,306	101	43,407		△ 1	△ 1	43,406	100	100.2
個人	2,101	56	2,157				2,157	56	102.7
法人	41,205	45	41,250		△ 1	△ 1	41,249	44	100.1
3. 地方消費税	48,624	9,586	58,210				58,210	9,586	119.7
譲渡割	33,490	8,896	42,386				42,386	8,896	126.6
貨物割	15,134	690	15,824				15,824	690	104.6
4. 不動産取得税	4,229	28	4,257				4,257	28	100.7
5. 道府県たばこ税	1,429	6	1,435				1,435	6	100.4
6. ゴルフ場利用税	417	△ 6	411				411	△ 6	98.6
7. 自動車取得税(～R1.9)	870	△ 870	—		—	—	—	△ 870	皆減
8. 軽油引取税	9,537	49	9,586	55		55	9,641	104	101.1
9. 自動車税	15,902	606	16,508				16,508	606	103.8
自動車税(～R1.9)	15,240	△ 15,240	—		—	—	—	△ 15,240	皆減
環境性能割	519	695	1,214				1,214	695	233.9
種別割	143	15,151	15,294				15,294	15,151	10,695.1
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	55	21	76				76	21	138.2
普通税計	179,819	7,208	187,027	55	△ 1	54	187,081	7,262	104.0
(II) 目的税									
1. 狩猟税	8	△ 1	7				7	△ 1	87.5
目的税計	8	△ 1	7				7	△ 1	87.5
(III) 道府県税小計	179,827	7,207	187,034	55	△ 1	54	187,088	7,261	104.0
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 55	3	△ 52				△ 52	—	—
(V) 道府県税計	179,772	7,210	186,982	55	△ 1	54	187,036	7,264	104.0

- ※ 「1. 道府県民税」のうち、「法人税割」の(B)欄には、交付税原資化の拡大による減収額が含まれている(△1,700億円程度)。
- ※ 「3. 地方消費税」の(B)欄には、地方消費税率の引上げによる増収額が含まれている(8,900億円程度)。
- ※ 「3. 地方消費税」のうち、「譲渡割」及び「貨物割」の(B)欄には、不足額調整(譲渡割と貨物割の一方について還付金等に係る控除不足額が生じた場合、その控除不足額を他方の都道府県に払い込むべき額から控除するもの)の見込額が含まれている。
- ※ 「9. 自動車税」のうち、「環境性能割」及び「種別割」については、R1.10.1以降の適用であるため、令和元年度当初見込額と令和2年度収入見込額の単純な比較はできない。

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度						令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) / (A) × 100 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法に よる収入見 込額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△) 収見込額		改正法に よる収入見 込額 (C) + (F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)		計 (D) + (E) (F)		
Ｂ市町村税									
(Ⅰ) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	102,584	△ 2,086	100,498		△ 1	△ 1	100,497	△ 2,087	98.0
個人均等割	2,220	24	2,244				2,244	24	101.1
所得割	80,015	1,481	81,496				81,496	1,481	101.9
法人均等割	4,235	127	4,362				4,362	127	103.0
法人税割	16,114	△ 3,718	12,396		△ 1	△ 1	12,395	△ 3,719	76.9
2. 固 定 資 産 税	91,593	1,942	93,535	25		25	93,560	1,967	102.1
土地	34,707	248	34,955	12		12	34,967	260	100.7
家屋	39,005	1,258	40,263	12		12	40,275	1,270	103.3
償却資産	17,009	443	17,452	1		1	17,453	444	102.6
純固定資産税小計	90,721	1,949	92,670	25		25	92,695	1,974	102.2
交付金	872	△ 7	865				865	△ 7	99.2
3. 軽 自 動 車 税	2,699	174	2,873				2,873	174	106.4
軽自動車税(～R1.9)	2,668	△ 2,668	—	—	—	—	—	△ 2,668	皆減
環境性能割	31	87	118				118	87	380.6
種別割	—	2,755	2,755				2,755	2,755	皆増
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,745	41	8,786				8,786	41	100.5
5. 鉱 産 税	17	△ 2	15				15	△ 2	88.2
6. 特 別 土 地 保 有 税	2	0	2				2	0	100.0
普通税計	205,640	69	205,709	25	△ 1	24	205,733	93	100.0
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 入 湯 税	224	6	230				230	6	102.7
2. 事 業 所 税	3,791	93	3,884				3,884	93	102.5
3. 都 市 計 画 税	13,130	297	13,427	4		4	13,431	301	102.3
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	17,145	396	17,541	4		4	17,545	400	102.3
(Ⅲ) 市 町 村 税 小 計	222,785	465	223,250	29	△ 1	28	223,278	493	100.2
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 179	△ 13	△ 192				△ 192	—	—
(Ⅴ) 市 町 村 税 計	222,606	452	223,058	29	△ 1	28	223,086	480	100.2

※ 「1. 市町村民税」のうち、「法人税割」の(B)欄には、交付税原資化の拡大による減収額が含まれている(△3,000億円程度)。

※ 「3. 軽自動車税」のうち、「環境性能割」については、R1.10.1以降の適用であるため、令和元年度収入見込額と令和2年度収入見込額の単純な比較はできない。

## 2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和元年度 当初見込額 (A)	令 和 2 年 度					(E)/(A) ×100 (%)
		令和元年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正によ る増減(△)収 見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C)+(D) (E)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,472	△ 83	2,389		2,389	△ 83	96.6
2. 石油ガス譲与税	72	△ 9	63		63	△ 9	87.5
3. 自動車重量譲与税	2,742	103	2,845		2,845	103	103.8
4. 航空機燃料譲与税	149	5	154		154	5	103.4
5. 特別とん譲与税	137	△ 11	126		126	△ 11	92.0
6. 森林環境譲与税	200	0	200	200	400	200	200.0
7. 特別法人事業譲与税	—	20,110	20,110	△ 1	20,109	20,109	皆増
8. 地方法人特別譲与税	21,351	△ 21,351	—		—	△ 21,351	皆減
合 計	27,123	△ 1,236	25,887	199	26,086	△ 1,037	96.2

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

※ 特別法人事業譲与税には、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）に基づき、令和2年度特別法人事業譲与税譲与金として譲与される額を計上している。

(参考)

令和2年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 2	▲ 5	▲ 7			
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	▲ 2	▲ 5	▲ 7			
2 法人事業税	▲ 175		▲ 175			
電気供給業に係る収入金額課税方式の見直し	▲ 175		▲ 175			
3 地方たばこ税		2	9			
軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し		2	9			
4 軽油引取税		55		55		55
課税免除の特例措置の見直し		55		55		55
5 固定資産税			97		25	25
(1) 一般送配電事業者が新設した変電所又は送電施設に係る課税標準の特例措置の廃止			80			
(2) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止			21		21	21
(3) ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設		▲ 7	▲ 7			
(4) その他			3		4	4
6 都市計画税			4		4	4
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止等			4		4	4
7 納税環境整備		7	14			
還付加算金等の割合の引下げ		7	14			
合 計	▲ 113	119	6	55	29	84
国税の税制改正に伴うもの	12	▲ 5	7	▲ 1	▲ 1	▲ 2
個人住民税	▲ 2	▲ 4	▲ 6			
法人住民税		▲ 1	▲ 1		▲ 1	▲ 1
法人事業税	3		3	▲ 1		▲ 1
地方消費税	11		11			
再 計	▲ 101	114	13	54	28	82

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

・ 森林環境譲与税の見直しによる譲与額の増加は初年度200億円。

・ 国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度▲1億円、平年度▲2億円と見込まれる。